

2012年度 国民健康保険料 決定

10 億円繰り入れても

平均2%の引き上げに

2012(H24)年度の保険料

() 内は 2011 (H23) 年度の保険料

	保険料率			年間 最高限度 額
	所得割額	均等割額	平等割額	
	H23 年中の基 準総所得金額× (H22 年中の 基準総所得金額 ×)	被保険者 1 人 につき	1 世帯につき	
医療給付 費分保険 料	6. 9 / 1 0 0 (6.8/100)	2 7, 7 2 0 円 (27,360 円)	2 0, 8 8 0 円 (20,640 円)	5 1 万円 (50 万円)
後期高齢 者支援金 分保険料	2. 2 / 1 0 0 (2.2/100)	8, 0 4 0 円 (7,920 円)	6, 0 0 0 円 (5,760 円)	1 4 万円 (13 万円)
介護納付 金分保険 料	2. 1 / 1 0 0 (2.0/100)	1 2, 3 6 0 円 (11,400 円)	—	1 2 万円 (10 万円)

兵庫県一高かった国民健康保険料を引き下げるために市民のみなさんとともに運動し、2008 年度より 3 年間、一般会計からの 2 億 5 千万円の繰り入れを実施させ、引き下げと据え置きが実現。世論と運動の力を確信させる大きな経験でした。

しかし、昨年 (2011 年) 度はひきつづき 2 億 5 千万円を繰り入れたものの、平均 3%の引き上げ。年度末には「赤字」の見通しが示され 7 億 5 千万円の補正増や、2012 年度予算ではこれまでの 4 倍になる 10 億円の一般会計からの繰り入れが決まりましたが、それでも 2012 年度の保険料は平均 2%の引き上げという、残念な結果となりました。

なお、繰り入れが 2 億 5 千万円のみだった場合は、14.5%の値上げであったとの試算も示されました。

医療費の増加とともに、後期高齢者支援金、介護納付金も増加する一方、保険加入者の所得状況は悪化し、国民健康保険の財政基盤が構造的に脆弱であることは、市当局も認めざるを得ないところです。

日本共産党は、ひきつづき国、県、市に対し国民健康保険の改善を求めて奮闘します。

* モデルケース①

【基準総所得 200 万円 (給与収入約 356 万円) 世帯主・妻・子 2 人の 4 人世帯】 (夫婦は 40 歳~64 歳)

保険料合計 418,640 円
特別減免後 413,980 円
(前年は、407,740 円。
前年比 +6,240 円、+1.5%)

* モデルケース②

【基準総所得 100 万円 (年金収入約 253 万円) 世帯主・妻の 2 人世帯】
(夫婦は 65 歳以上)

保険料合計 189,400 円
(前年は、186,960 円。
前年比 +2,440 円、+1.3%)

請願者の意見表明実現へ 一方、陳情は「市民のみ」に制限

憲法の規定に基づいて国民には議会への請願権があります。西宮市議会でも議会ごとに住民の皆さんから切実な願いが届けられています。提出された請願や陳情は、関係する常任委員会で審査、採択、不採択などの結論が出され、採択された場合は行政に対しても大きな影響を及ぼします。

請願審査の際にはこれまで、筆頭紹介議員が請願者にかわって趣旨説明や質疑への答弁を行っていましたが、芦屋市議会などにならって西宮市議会でも 6 月市議会より、請願者の代表 (2 名以内) に趣旨説明や質疑への答弁ができる「意見表明機会」を付与することが決まりました。この間の議会改革特別委員会で協議され、6 月 8 日の議会運営委員会で正式決定します。

一方、陳情については「審査の効率化を図る」「請願と差別化する」として委員会で審査する陳情を、原則として市内在住の持参者 (これまで市外や郵送も審査) に限定する「改悪」がすすめられようとしています。

議会改革特別委員会で日本共産党は、陳情での「改悪」を押しとどめるために奮闘、また従来から求めてきた請願者の意見表明機会付与について同時協議に持ち込み、実現させました。